

入札心得(共通)

1. 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税・免税業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

2. 委任

入札参加者は、代理人に入札させるときは委任状を提出しなければならない。

3. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印をしていない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 郵送による入札

4. 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

2 入札執行回数は、6回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。

3 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、他に定めがある場合を除き、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

5. 工事費内訳書等の積算資料の提出【工事案件の発注の場合のみ適用】

- (1) 入札会場で工事費内訳書等の積算資料の提出を求めるので必ず入札会場に持参すること。
- (2) 入札書提出時に工事費内訳書等の積算資料を提出できない場合は、入札に参加できないこと。

6. 入札の失格

最低制限価格が設定されている場合は、入札価格が最低制限価格に満たない入札を行った者は失格とする。

7. 再度入札

次の各号のいずれかに該当する者は、当該案件の再度入札に参加できないものとする。

- (1) 初度入札に参加していない者
- (2) 最低制限価格を下回る入札をした者
- (3) 無効となる入札をした者

8. 入札の辞退

(1) 入札執行前において、辞退しようとするときは、原則として入札辞退届を持参又は郵送により提出しなければならない。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

9. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札と中止する場合がある。
- (3) 入札辞退者、失格者、無効となる入札をした者が多数生じたこと等により競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を中止する場合がある。
- (4) 開札後、不正行為が疑われる場合は、当該業者から事情聴取する場合がある。

10. 入札書のあて名は、**大槌町長**とする。